

第18期文化審議会第2回総会（第78回）

平成31年3月20日

【佐藤会長】 それでは、ただいまより今期最後の文化審議会の総会を開催いたします。年度末、御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は松田委員が御欠席ということでございます。

それでは早速ですけれども、議事に入りたいと思います。本日の議題は大きく2つございます。1つ目は今期の各分科会・部会の審議状況について、2つ目は最近の文化行政の動向についてであります。それぞれ御説明を頂き、意見交換を行いたいと思います。

それでは、本会議の開始に当たりまして、宮田文化庁長官から御発言いただきたく思います。長官、よろしく願いいたします。

【宮田長官】 皆様おはようございます。会長からお話でしたが、年度末の大変御多忙の中、御参加いただきまして、まことにありがとうございます。50年を迎える文化庁でございますが、51年目に向かって、また、ちょうどそれが東京オリパラと連動する、そして、同時に日本博というものも大きく日本のすばらしさを世界各国の人に知っていただくのと同時に、実は一番知らないのが日本人ということがございますので、それを是非、皆様のお力をお借りして広めていきたいと思っております。

ちょうど1年前の4月の第1回目のときに、私がこんなことを言ったのを記憶しておりますけれども、「私たちにはきょうもあすも困難がある、しかし、私には夢がある」という、公民権運動で活躍し、残念ながら命を落としましたキング牧師のお言葉がございます。まさしく今、文化庁も、新たなことは全て困難だと思っております。それが、実に皆さん、非常に勇気を持って果敢に挑戦して、きょうよりもあすよりもという関係で、いい雰囲気を作ってくださいしております。それも一重に、先生方のいろいろな意味での御助言等があったからなということが感じられて、私からも厚く御礼を申し上げたいと思っております。

まず、少なくとも日本が新たな歴史の幕開けという気持ちでおりますので、京都移転ということも含めまして、是非とも先生方のお力を頂戴したいと思っております。月曜に長官表彰をやらせていただきました。それは今までの概念にある表彰するだけではなくて、今までない人たちにも、日本のすばらしさを支えてくださっている人たちをも顕彰するという制度を、庁内の講堂で文化庁の人たちがみんなでお盆を持ってたたえてという感じで、共に姿を見せたときに喜んでくれました。私たちもうれしかったです。この両方の関係というのが一番いいのかなという気がいたしております。

長くなりましたが、是非とも先生方におかれましては、今後とも文化庁を大きな起爆剤の一つとして発信することに対する御助言、御指導を頂ければ幸いですと思っております。

長くなりましたが、今後ともどうぞよろしく御指導くださいませ。ありがとうございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

宮田長官には別件がおありのようで、これで退席していただくこととなりますけれども、どうぞ今後とも健康に気をつけて頑張ってください。

【宮田長官】 ありがとうございます。じゃあ、申し訳ございません。よろしく願い

申し上げます。ありがとうございます。

(宮田長官退席)

【佐藤会長】 それでは、早速ですが、今期の各分科会・部会の審議状況等の報告をお願いしたいと思います。

配付資料の順番が前後してしまうのですが、最初に著作権分科会における審議状況と今後の主な課題につきまして、道垣内分科会長から御報告をお願いいたします。

【道垣内会長代理】 道垣内でございます。今期の著作権分科会における審議状況等につきまして、報告申し上げます。

資料はこの中の資料2というものでございまして、最初に紙の映像化したものがあって、4ページ目からパワーポイントのスライドのような形で付いております。後ろの方を使いたいと思っております、それは絵とか図とかが付いておりまして、分かりやすいんじゃないかと思っておりますので、適宜ごらんいただきながらと思っております。

著作権分科会では平成30年6月に法制・基本問題小委員会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会、国際小委員会と、この3つを設置するとともに、分科会の運営規則に基づき設置されております使用料部会というものがございまして、そこでも討議、検討を進めてまいりました。

今年の2月に開催いたしました第3回の分科会におきまして、これまで法制・基本問題小委員会において検討されてまいりました、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツの誘導行為への対応、このリーチサイトという話がどういうものかは、後で絵も付いておりますので、そのときにお話しいたします。その問題と、それから、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しということ等につきまして、「文化審議会著作権分科会報告書」をまとめました。この分科会の報告書でございますが、その主な点だけきょうは御報告します。本体の方は非常に大部でございますから、概要を別の形で作っております。さらに、資料2の4ページ以降のところは別紙として概要の資料も用意させていただいております、それも使いながら御説明申し上げたいと思っております。

なお、文化庁においては、本報告書を基に著作権法の改正案を今国会に提出する準備を進めていただいております。これは、審議会としてはこういうふうにしたらいんじゃないかという意見を申し上げたわけですが、それを受けて文化庁の方で提出の準備をされたようでありますが、最終的には法案の提出は見送りになったと聞いております。もし、その点につきまして御質問等ございましたら、これは文化庁の方でお答えいただければと思います。我々はその前の段階の報告書及びその内容について御報告申し上げます。

報告書では表紙に記載がありますように、著作権等の適切な保護を図るための措置、それから、著作物等の利用の円滑化を図る措置について検討結果の取りまとめを行いました。これにつきまして、まずその中でリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応について、これはパワーポイントのスライドが4ページ以下についてございまして、その5ページからが今のことを対象に要点を書き、かつ、図も付けていただいております。

リーチサイト、あるいはリーチサイト・リーチアプリはパワーポイントの6ページの下に人の絵が付いているものですが、このイメージ図にありますように、利用者を、利用者というのは普通の消費者、普通の人たちですが、その人たちを侵害コンテンツ、これは、

例えば漫画をそのままデッドコピーしたようなものでございますが、そういう海賊版にアクセスすることを容易にする、リーチというのはそこにたどり着けることを助長し、それによって拡散が助長される蓋然性がすごく高くなる手段のことを言っております、リーチサイトを運営する行為やリーチアプリを提供する行為、そして、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツに係るリンクを張る行為、それらを規制しなければならないのではないかと。これは実際に海賊版を作ってアップロードしている人とは別の人がやっております、そういう海賊版を作ってアップロードすること自体は既に違法なんです、その人ではなくて、そこに導く行為、ほかの人がリーチサイト・リーチアプリというのを作って、そこに導こうとしているわけですが、それも規制しなければ権利者の保護は図れないんじゃないかということでございます。

規制の内容といたしましては2つございまして、リーチサイトの運営者等については刑事罰の対象にしよう。それから、2番目はリンク提供者については民事措置、あるいは刑事罰の対象とするのが適当ではないかというのがこの分科会の意見でございます。

ただ、そうしますと、正当な表現行為に萎縮が生ずるおそれがあるという指摘もありまして、したがって、正当な表現行為が萎縮するようでは困りますので、規制の対象となるサイトやアプリについては、典型的に悪質なものに限定するほか、リンクの提供行為については故意・過失が認められる場合に限定することが必要かつ、そうすべきだという意見でございました。

次に7ページでございますけれども、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しでございます。このコンテンツのうち、音楽、映像につきましては、既に平成21年、相当前でございますが、これはダウンロードすること自体が違法だという、もちろん、そうと知ってすることですが、利用者側も違法になるという立法措置が既に行われており、更に平成24年には、それについて刑事罰の対象にもするという措置が取られております。ところが、同じような著作物でありながら、文学作品、あるいは今申し上げている漫画のアニメーションのようなものですが、アニメーションも動く映像になるんですけれども、もともとが紙の媒体のものでございますけれども、それらについては平成21年、平成24年の措置では外に置かれておまして、そういったものも含めて規制対象にしなければならないのではないかと。これは一番ひどい場合には週刊で出てくる漫画雑誌、最近どういものが売れているのかよく知りませんが、そういう漫画の雑誌が発売される前に既にネットに全文が出ていることもあるようでございまして、そこから特定の人がダウンロードして読んでいるという現状があって、それを音楽、映像とは切り離してそのままにしておくのはいかなものかということから、幅広く違法ダウンロードを問題にしようというのがこれでございます。諸外国の取扱い等も調査し、適用範囲を著作物全般に拡大することが適当だというのが分科会の結論でございます。

ただ、これもユーザー保護が必要で、何も知らず、一番極端には著作者自身がアップロードしたんじゃないかと思ってダウンロードする人だっているかもしれないわけです。あるいは、出版社が無料で提供する漫画、余りなさそうなことですが、しかし、そう思ってダウンロードする人もいるかもしれないので、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合にはダウンロードが違法にならないように、確実に担保措置を取る必要があるし、特に刑事罰を掛けるということについては、悪質性の高い行為に限定する必要がある

のではないかというのが意見でございました。

具体的な限定方法につきましては、様々な要件が提案されております。それらについての法整備をすると、だから、こういうオプションがありますということを提案しているわけですが、冒頭に申しましたように、それに基づいて文化庁において法案を作成し、国会に提出する準備を行っていただいていたと。ただし、それがそのまま国会には出されないのが現状であるということでございます。

3番目ですが、これは9ページになります。アクセスコントロール等に関する保護の強化でございます。こちらにつきましては、平成30年の不正競争防止法の改正、これは別の法律ですが、の改正と同様に、ライセンス認証を回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制を行う必要があるということでございます。これはそういうコードを売るというビジネスもあるものですから、それを回避する行為を違法化しようということでもあります。

それから、4番目は次の10ページでございますけれども、著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化でございます。これは裁判所が侵害立証等に必要な書類に関して、文書提出命令を円滑に発出することができるように、インカメラ手続と、これは分かりにくいですが、そもそも秘密の情報もあるものですから、それが一般に知られてしまっただけでは判断するに当たって、その段階で開示されたのと同じになってしまいますので、裁判官をはじめとする必要最小限の人たちだけがチェックして、提出命令を出す判断ができるようにという改正ですが、これは既に平成30年に特許法等については同じ措置が取られておりますけれども、同様のことを著作権法の訴訟においてもしようという問題であります。

それから、5番目は、また更にその次の11ページ、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入についてでございます。これは著作権者とライセンス契約を締結して著作物を利用している実態があるわけですが、実際の権利者でない人が使わせてもらっているという、しかも、ちゃんとしたライセンスの契約を結んで使っていると、その場合に著作権者側で著作権を譲渡するとか、あるいは、自ら任意に譲渡するのではなくて差し押さえられるとか、倒産で第三者の手に渡るとかいろいろなことが起こるわけですが、そういう場合でもライセンス契約を締結して適法に利用している人が、権利者が代わったので、もはや利用できなくなるというのは、非常に不安定な地位にあって、ビジネスですから一定の投資が必要なもので、その投資ができないということが起きると、今までやったことが、要するにライセンス契約上の立場がなくなるというのは困りますので、そういう利用を継続できるように登録等の対抗要件を要することなく、当然に利用権を対抗できるようにしよう。これも特許法に既にある制度ですが、それを著作権についても導入しようというものでございます。

たくさんあって申し訳ございませんけれども、更に6番目、次のスライドですが、行政手続に係る権利制限規定の見直しでございます。これは現行法上、特許審査手続等においては文献を複製して公知のものであったかどうか、その文献を見て、ある年よりずっと前に既に公になっている情報であれば、もはや特許権はその人がやっている前に公に知られていれば特許申請できないんですけど、そういうときに文献を複製したりするわけですが、そのこと自体が複製権侵害じゃないかと、形式的に見ればそうなるわけですが、そうならないように、行政手続に係る場合には権利制限を掛けると、権利者からその

ようなことを言わせないという措置を取ろうというものでございます。特許の審査手続においては既に認められているんですが、類似の地理的表示や種苗法の品種登録についてはそこが抜けているので、そこにも拡大した方がいいんじゃないかというのが分科会の意見で、以上が文化審議会の著作権分科会報告書として提言しているところでございます。

そのほかに、そこにまで至らないで、なお、審議が途中だというので審議経過報告だけをしているテーマもでございます。これは非常に難しく、なかなかまとまらないものがその中には含まれているんですけども、資料2の冒頭の紙に戻っていただきますと、1ページ目の真ん中より下のところに、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議状況の報告の概要がまとめられております。

これは昨年度に引き続きクリエイターへの適切な対価還元をしなければいけないということから、どういうふうにすればよいのかという問題として議論されてきております。今年度はこれまでの議論やこれまで実施してきた実態調査の結果を踏まえて、対価還元手段について現実的かつ実効的な手段をいかに構築していくかという検討が進められました。

補償金制度というのがございまして、かつてはそれが非常に機能しておりました。録音の専用機を用いて複製等が行われる実態があるので、それを見込んで、あらかじめ機器に一定額を上乗せしておいて、それを消費者に払ってもらって、そうやって集めたお金を著作権者側に分けていくという仕組みが取られております。ただそれが、今や専用機というのがほとんどなくて、携帯電話が一番いろんなことができる機器になっていまして、そうすると、中にはそんなことは一度もしないという人もいるわけですね。携帯電話を買ったけれども、たくさんそれで複製する人もいれば、全くそんなことしないで、単に電話しか、あるいはメールしかしていませんという人もいるわけで、そうすると、一律にその機器に掛けていいのかと。専用機だったらそれをする人が払えばいいんですけども、そうでない状況になってきて、実際にはそれらの物には今申し上げた上乗せのお金を消費者が払うことにはなっておりません。それを払ったらどうかという意見と、いや、それはビジネスの値段が上がることになり迷惑だという意見があり、なかなか議論がまとまらないところでございまして、そういう中、契約あるいは技術によって対価還元手段を作るとか、あるいは補償金の徴収の方法の在り方を工夫することを何とかしたらどうかということを議論してきたわけですけども、結論に至らず、来年度以降というか、早くこれは結論を出すべきだと私は思いますけれども、更にそういった点を検討していくというのが審議状況についてでございます。

それから、その下に国際小委員会の審議経過の報告もございまして。これは立法に結びつくものではないものですから、そういうことが多いんですけども、国際的な著作権をめぐる問題について審議をしている小委員会でございますが、その審議経過についての報告でございます。

大きな点は著作権保護に向けた国際的な対応の在り方ということで、WIPOと言われている世界知的所有権機関、最近では知的財産権というのが多いんですけど、昔は知的所有権と言っていたので、もしかすると、条約の翻訳は所有権になっているかもしれませんけれども、ジュネーブにある機関ですが、WIPOと言われているところが延々と、これも時間が掛かっていますが、放送条約というのを作ろうというので議論をしてきており、それに対応して日本としてどうするのかという議論を行いました。早く条約を策定するべきだとい

う意見のほか、放送の保護が実効的になるようによく考えてじっくりやるべきだという議論があり、そこはなかなか動いていないということです。

それからもう一点、追及権という権利についても WIPO でも取り上げられております。追及権というのは日本にはないんだと思いますけれども、音楽を作る人とか文学を生み出す人は、生み出した後もそれがたくさん売れば対価が入ってくるわけですが、1枚の絵を描く人なんかについては、最初に売っちゃうと、その価格がどんどん上がっていったとしても、もともと書いた人には全然お金は入ってこない。中間の画廊とか、あるいは目利きのコレクターとかにはお金が入ってきますが、もともとの人には入ってこない。これは物の性質によってそういうことになってしまっているわけですが、それを何とかしようというのが追及権を導入しようという議論でございまして、売られるたびに差額の一部を元の著作権者に戻そうという権利でございまして。そういう議論が WIPO でも議論が行われているものですから、日本でもどうなのかというので、画廊やオークションハウスの方々からの意見を伺って、日本でも追及権が必要じゃないかという議論、あるいは、もしやるとしたらどういう問題があるのかという議論を行いました。

それから、下のところの(2)ですけれども、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方、これはずっとやっていることですが、日本でも既に先ほどからお話をしていますように、インターネットの普及に伴って海賊行為が物すごい額の損害を与えていると。利益を得ている額より失っている方が物すごく大きいと思いますけれども、もうけにつながっていない海賊行為もあるものですから、もうけにつながっているものとそうじゃないのと両方ありますけれども、とにかくインターネットで海賊行為をしますと国境を越えた問題になりまして、一国でアップロードされても世界中から見えるということなので、それを国際的にどうしていくかということで、海外における著作権侵害の現状や文化庁のこれまでの取組、そういう方向に基づきまして議論を行った次第でございまして。

海賊版対策は海賊行為というものが、海賊行為といっても海の家賊じゃなくて、違法に他人の著作物を複製しアップロードするということですが、そういうことは悪いことなんだという教育、啓発ということから始めて、どうすれば権利侵害がなくなっていくのかという議論をずっとしているところでございます。なかなかいい手がなくて、一般の人がたくさん関わっているものですから、余りやるとインターネットのよさも失われてしまうので、インターネットをやめろと言えば、それは片付くかもしれませんが、そうはいかないものですから、なかなか話が進んでいないところ、その中でどうするべきかという議論を行いました。

長くなって申し訳ございません。最後が使用料部会についての報告でございまして。使用料というのは著作物を使用したときの料金のことでございますけれども、大きな問題としては、著作者が不明であるという著作物を使いたいときに、文化庁にというか国に、それに相当するお金を補償金として供託する制度があるんですが、それが適当な額なのか、十分調べたと言うけど本当にちゃんと調べたのかみたいなことをチェックする仕事の一つあります。

もう一つは、教科書に掲載する著作物については、国が定めた基準に基づいて著作者にお金をお支払いすると。これは教育目的という公的な目的もあるので、抑え気味の額になっておりますけれども、それが妥当なのかということの審議を、これは毎年のように行い

ました。

これらのうち、教科書等掲載補償金については、平成30年の法改正によって、新たにデジタル教科書についても対象にすると。これを幾らにするのかと、新しい問題なので、それについて審議をいたしました。平成31年度以降、今後は紙のものも含めて、算出方法を文化庁長官が定めると、それに当たって文化審議会、実際的には使用料部会までおているわけですが、そこに諮問することになっておりますので、通常は終わった年度なんですけれども、その年度の額はこれでいいか、この額にすべきだということを今までやってきたんですけども、そうではなくて、今後のことをにらんで算出方法を定めることを行いました。これは結局同じことでございますけれども、今後は自動的に、そこを変えない限りはその算出方法が使われていく、それを決めたということでございます。

なお、昨年5月に公布された著作権法改正に関しましては、政令案についても審議をし、実際それが昨年末に公布されたということでございます。

以上、今期の著作権分科会における審議状況につきまして御説明申し上げます。このほか、引き続き検討が必要と思われる課題を含め、著作権制度に関する諸課題について来期以降、分科会におきまして順次検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。長くなりました。申し訳ございません。

【佐藤会長】 ありがとうございます。著作権分科会における多岐にわたる審議の状況と今後の課題について御報告を頂きました。

それでは、これから意見交換をしたいと思えます。ただいまの御報告に関しまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。渡辺委員、お願いします。

【渡辺委員】 手短にお話ししますが、まず一点はクリエイターへの適切な対価還元に係る課題という点で、審議は継続していくということなんですけれども、これに関しては、結構数年掛かって結果が出ていない状況であります。その理由は今御説明にあったとおり、私的録音録画補償金ということで考えますと、その対象となる機器とか媒体が今時代遅れのものになっている、ただ、実際今使われているのがどういうものかといいますと、例えばパソコンの中でCDを複製するという行為、これ自体は非常にクリエイターにとっては大きな痛手です。

過去、実際に中学生がクラスの生徒みんなのためにサービスとして貸しレコード屋からCDを借りてきて、それを親が持つパソコンを利用するか分かりませんが、結果的にパソコンを利用して、今、デジタルですから、全く元と変わらない物を40枚ほど作って子供たちに配ると。これは本当に幼い、全く悪い気持ちは、いわゆる犯罪意識はない中で行われている行為ですが、ただ結果的にはそれがCDの売上げに大きな影響を与えているという現状があります。今現実にはレンタル店はかなり減少しているとはいいますが、その時代に比べて半数ぐらいになっているとはいってもまだ存在している、ですから、そういった行為が行われているのは事実です。実際、借りてきて、やっぱりいいなと思ったらコピーしておきたくなるというのは普通です。ですから、現実それをどうするかといえば、パソコンの中に取り込んでCDを作るというのが、もう一度作り上げるといういい手段であります。それが行われていることは事実であります。じゃあ、パソコンに私的録音録画補償金を掛けていくかとなると、確かに多用途で使われていることがあって、難しいということがあります。

これは全く私の個人的意見ですが、もしクリエイターを保護したいということを経営側も考えていただければ、面倒なことではあるけれども、例えば Windows にメディアプレーヤーを最初から入れない、あるいは、Apple のコンピューターであれば、いわゆる iTunes 的なものを多少課金するようなことをして、音楽を利用したいという人に限ってそれを買わせるということで、そこから多少なりとも補償金に充てるお金を頂く方法が一つ考えられるのではないかと個人的には思っています。

それから、もう一つ早急にやっていただきたいことは、昔は具体的に私的録音録画補償金の対象に MD ウォークマンはなっておりました。ただ、今、実際に MD を使うということはほとんど皆無でありますから、それは現実的ではない。ただ、今もそういうポータブルオーディオプレーヤーというものは存在しているわけです。それがハードディスク型に変わって、具体的に言えばウォークマンも今はハイレゾの音楽を聴くにはこれだということで、音楽を聴くということに特化して発売しているわけです。しかし、現在これは録音録画補償金の対象になっていないという現実があります。それは今話し合う過程で全てを一緒にたにして何か結果を出そうとしているからそういう現実があるので、私としては、早く音楽に特化したそういう媒体があるのであれば、そこだけでも私的録音録画補償金の対象にしてほしいという意見を持っています。ですから、次年度のそういう話合いの中で、是非それは何らかの結果を出していただきたいなど。例えばパソコンに関しても、私の意見だけではなく、何かそういう具体的なアイデアを出しつつ結論を出していただきたいという思いがあります。

それから、今国会に提出したリーチサイトの件とか、それから、法律的に違法だとする個人的ダウンロードの範囲を広げるということに関して、国会にその法案を提出した結果、取り下げられたということになっています。どうしてそうなったか詳細は知りませんが、新聞等の報道を調べてみると、例えばもともとの発端というのは漫画村とか、そういうものがあって、それがクリエイターに非常に大きなダメージを与えていると、漫画の作品を丸ごと読めると、これはクリエイターに大打撃、それから、出版社にとって大打撃、何とかしなければいけない、ところが、先ほどお話があったように、海外にサイトを運営する基があって、何とも取り締まりようがない、サイトブロッキングも検討されたが、それにも反対意見などもあり、なかなかできない中で、結果的に漫画村は一旦閉じられたんですけども、ただ、やはりそういったことがどんどんこれから起きて、どうしたらいいかというときに、リーチサイトというものを少なからず取り締まることによって、少しでも青少年がそこに向かうことを妨げられるのではないかという発想からそれについて意見交換された。

ところが、その過程において、**法案に盛り込む内容**の範囲を広げ過ぎて話し合った結果、国会に提出する前の報道によって、漫画家の団体の一部かもしれませんが、その団体自体が**その法案の内容に異を唱える**とかいった報道がなされた、そこによって、自民党の議員さんがこれは問題があるのではないかと思われたんじゃないかなと推測しておりますが、この範囲を広げたことによって、例えばアップロードされたものが違法かどうかということ判断することが難しい。

例えば今実際にパソコンの中で検索を掛けて、何々の画像と例えば Google のサイトか何かに入ると、ばあっと画像が出てきますよね。それを、例えば研究の材料にして漫画家

がヒントにして何かを書きたいと思ったときに、それを毎回見に行けばいいんですけども、それも大変だから、その中でも気に入ったものをダウンロードして残しておきたいというのは心情としては非常に理解ができる。ただ、これは著作権法的に見れば、それ自体も本当は正しいことじゃないということは分かることなんですけど、そのぐらいは目をつぶろうよというところで行われていることも全て規制するというところに今回はなっている可能性が高い内容であったので、そこに違和感を唱える漫画家の団体もあり、あるいは建築系のどこかの団体も懸念を示すという意見声明を出されていますので、それは私、心情としては理解できるので、著作権法という点に関しては、私はいかがなものかと思う反面、ただ、心情としては理解できるので、私としては、漫画村のような本当に悪質なものを撲滅するところに一番のポイントがあるとするれば、取りあえず今はそこに向けてのリーチサイトをまず撲滅するとか、それから、違法アップロードされたものと知りながらダウンロードするというその範囲を、明らかに海賊版サイトのようなものからダウンロードしたものに限るという方向で、ほかのものに関しては取りあえず今は触れない方向で法案を提出するというので、少しでも早くこの法案が国会に提出されることを願っています。

それと、もう一つお聞きしたいのは、なぜ今国会でリーチサイトに関して法案を提出されない結果になったのかということ詳しくお伺いしたいです。

【佐藤会長】 ありがとうございます。道垣内委員からまずお願いいたします。

【道垣内会長代理】 全体として最も困っているところにフォーカスして、早く阻止すべきだと私もそう思いますけれども、フォーカスの仕方がまた難しく、ダウンロード違法化については映像と音楽は先にやったんです。当時それがすごく問題になっていたからやったんですけど、そのときに積み残したものが今問題になっていて、もう一回またどこか、デッドコピーだけ駄目とかいうことにすると、しかも、そうやって余り限定すると、表紙だけ外すとか、そういう人だって出てくるかもしれないし、う回ができるような阻止では余り意味がないので、なかなか難しいところで。

ただおっしゃるように、時間を掛けると、その間ずっと損害が起きていますし、そこで新しく産業というか業界に入ってこようという人が、そんなふうになるんじゃない職業を選ぶということになるとすると、せっかくの才能が生かされないかもしれないので、是非早くやるべきだと私は思いますけれども、かつ、余り時間を掛けるとまた技術が変わって、後追い過ぎて、もはやそうやっていませんよと、さっきのCDをたくさん作るというのも、それはある段階ではあったかもしれないけど、今の子はそんなことしないで、自分のサイトに見てくれとかいうので載せたり、あるいは、そもそもストリーミングと言うんですか、保存しないで聞きっぱなしにできるものが世の中にあふれているので、一々自分のところに置かないというのが実態だという人もいたりして、なかなか難しいところです。ただ、急げというのは、私もそう思いますので、有り難いメッセージですので、そのように踏まえて対応したいと思います。

法案につきしては、これは御説明いただけますか。

【佐藤会長】 じゃあ、文化庁からお願いいたします。

【内藤審議官】 審議官の内藤でございます。今回は海賊版対策というのが法案の中心になっていたわけでございますけれども、リーチサイト、侵害コンテンツのダウンロード違法化、この海賊版対策をパッケージで推進すべきものと考えて調整を続けてきておりまし

た。このうち、ダウンロード違法化について様々な懸念や不安が示され、法案提出についての時間的制約がある中で、そこを払拭しきることができず、法案の重要な一部分だけ切り離して国会に提出することは困難であると判断したところでございます。

いずれにしましても、海賊版対策は喫緊の課題でございますので、今後、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながらしっかりと対応を継続してまいりたいと思います。

【佐藤会長】 渡辺委員，よろしいでしょうか。

【渡辺委員】 はい。

【佐藤会長】 ほかにございませんでしょうか。どうぞ，お願いします。大淵委員。

【大淵委員】 私も著作権法を専攻しておりますので，細かい話を少し追加させていただきたいと思います。

ダウンロード規制の前提は，違法にアップロードされた著作物であると知りながらダウンロードするということです。ダウンロードをしてくれなければ違法アップロードはあまり意味もないので，違法なダウンロードを認めるということは違法なアップロードを助長とか助けるということにつながります。皆様御存じのとおり，人の物を盗む窃盗は重罪で処罰されるのですが，贓物罪（盗品等関与罪）というのがありまして，盗品を買うことも犯罪です。このように，盗む行為と盗まれた物を買う行為は両方とも犯罪になるということに似ているように思いますが，違法アップロードも犯罪だし違法ダウンロードも犯罪ですので，両面見ていただければと思っております。

さらに，よくごらんいただきますと，先般の著作権法改正案は，配慮し過ぎるほどユーザーに配慮した内容になっています。先ほど違法か違法でないか分からないという話をされましたが，刑法においては，法律の錯誤と事実の錯誤が区別されます。刑法では，ある事実について勘違いした場合には処罰されないのですが，法律の解釈を間違えて，自分は合法だと思ってやったけれども客観的には違法だという場合には，客観的には違法だから処罰され得ることになるわけです。普通であれば，法律の判断を間違ったら処罰され得るという中で，今回の改正案では，違法アップロードを合法アップロードだと勘違いしてダウンロードした場合には，民事上の責任も刑事上の責任も負わないということになっております。刑法の先生が見たらびっくりされるような内容です。簡単に言うと，普通の方が事実や法律の判断を間違えてやってしまったという場合は全て不問に付すという内容になっています。そのような形で，ユーザーが懸念を抱かなくてもよいような配慮が極めて強くされております。

また，ここで重要なのは，今回問題になっております30条1項の私的複製は，研究とか調査とか資料収集ではなくて，いわば娯楽みたいなものを対象にしているというのが一般の見解ですから，先ほど言われたような漫画家や建築家の資料収集とか調査というのは全く別のカテゴリーの話であり，その2つを我々は当然違うものとして審議しております。法律の場合は，もともとカテゴリーの違う話を混ぜると話がめちゃくちゃになってしまいますので，そのような点を御理解いただきたいと思います。

海賊版対策は，喫緊の課題なので早く進めなくてはいけないことはおっしゃるとおりだと思っております。

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。ほかに御意見ございませんでしょうか。

これはいろいろな御意見ありましたように，いろいろな御意見を聞いていただきながら，

急がなくてはいけないことですので、適切な制度化を早急に検討していただいて、早く法案に結び付けていただければと思いますが。ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまの著作権分科会の御報告については終えたいと思います。

それでは、続きまして国語分科会における審議状況と今後の主な課題につきまして、伊東分科会長から御報告をお願いします。

【伊東委員】 伊東でございます。タスクバーの資料1をごらんください。43ページにわたっておりますけれども、資料は全てこちらに入っております。適宜そのページ数を申し上げたいと思います。もしお分かりでしたら、サムネイル画像をごらんいただければ特定のページに飛べるとお思いますので、そちらの方で検索なさってください。では、報告いたします。

国語分科会では2つの小委員会、国語課題小委員会と日本語教育小委員会を設けまして、国語分科会では公用文作成要領の見直し及び「障害」という表記の在り方、そして、日本語小委員会では日本語教育人材の養成・研修の在り方及び日本語教育能力の判定について審議を進めてまいりました。

まず、国語分科会参考資料1をごらんください。これは3ページ目になります。2つある小委員会のうちの1つ、日本語を母語とする人々の国語施策を扱う国語課題小委員会では公用文作成の要領の見直しに関する検討を行っております。公用文作成の要領は昭和26年に当時の国語審議会が内閣総理大臣と文部大臣に宛てて建議し、翌27年に内閣官房長官依命通知として国の各省庁に通知されたもので、公用文作成の基礎となる考え方を示すものとして長く参照されてまいりました。ただし、もう既にできてから70年以上たつというところで、現在から見ると実態に合わないところが少なからず生じております。また、紙の文書だけでなくインターネットを利用した国民の直接的な発信の比重が大きくなるなどの社会的変化も生じております。それらを反映させた見直しが検討されているところでございます。

成果物は2段で考えておりまして、1段目は古くなった公用文作成の要領を改める場合の考え方を示します。内容については、現行のものを引き継ぎますけれども、構成については組み直す方向で検討されております。2段目は実践編として公用文作成の要領に基づいて、実例を示した解説やQ&A方式の説明などを展開したいと考えております。この部分では政府に対して国語分科会としての考え方を率直にお示しする面があってもいいのではないかと考えております。

公用文作成の在り方に関する審議については、ようやく具体的な内容を検討し始めたところですので。必要な調査などを併せて実施するとともに、関係する府や省などと連携を取りつつ、来期も引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

次に国語施策に関連しては、もう一つの別の課題が検討されております。参考資料2、ちょっと飛びますけれども29ページをごらんください。こちらは昨年11月22日に国語分科会にお諮りし、全会一致でお認めいただいた「障害」の表記に関するこれまでの考え方でございます。昨年5月の衆議院文部科学委員会と6月の参議院文教科学委員会において、政府に対し「碍」の漢字を常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう求める決議がなされました。それをきっかけに7月から「障害」の表記に関して検討を始めまして、現在も検討を続けております。

常用漢字表を改定するかどうかということになりますと、相応の審議が必要になってまいります。とはいえ、できるだけ早く国語分科会としての考え方を整理しておくべきだろうというところから、平成22年に文化審議会答申として取りまとめた、改定常用漢字表に示されていた常用漢字表の基本的な性格を改めて確認していただいたのがこの分科会確認事項でございます。

常用漢字表は現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安となっております。一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましいと考えられております。ただし、この表に掲げられた漢字だけを用いて文書を書かなければならないという制限的なものではございません。個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものでございます。

現在、「ショウガイ者」の「ショウガイ」は法令や国の公用文では常用漢字表に従い、「障害」と表記することとなっております。しかし、常用漢字表は地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではございません。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能となっております。国語分科会では引き続きこの課題について審議していく予定でございます。

次に、もう一つの委員会、今期日本語教育小委員会の審議状況について御報告申し上げます。ここに関しましては33ページ、A4横長のポンチ絵のついた資料でございますが、こちらをごらんください。

まず、日本語教育人材の養成・研修の在り方について御説明いたします。参考資料3をごらんください。昨年3月に国語分科会では日本語教育人材の養成・研修の在り方について報告、以下、養成・研修報告書と申し上げますが、を取りまとめたところですが、今回はその改定版を作ったということでございます。

そして、36ページ、同じ横長ですが、日本語教育人材の研修の検討範囲のイメージがございますのでごらんください。縦軸が日本語教育人材を表しております。そして、横軸が活動分野を表しております。今期は前回報告で残された日本語教師初任の活動分野のうち、就労者、難民等、そして海外、この3分野について検討を行い、報告書の構成、すなわち、ローマ数字1、現状と課題、2、求められる資質能力、そして3、養成・研修の在り方及び教育内容の構成に従って昨年の養成・研修報告書を改定いたしました。

報告書は97ページにも及ぶものでありますので、本日は配付してございません。今後、この報告に基づきまして、日本語教育人材養成・研修実施機関において養成・研修プログラムが実施され、質の高い日本語教育人材の養成・研修が行われるとともに、国、政府においてもその実現に向けて、日本語教育の質の向上に資する取組が行われ、日本語教育の一層の充実が図られることを切に望みたいと思っております。

次に日本語教育能力の判定ということで、37ページをごらんください。参考資料4になります。ここでは、日本語教育能力の判定について、日本語教育全体の質の向上の観点から政府の閣議決定等にも盛り込まれております。

41ページをごらんください。ここでは規制改革実施計画や未来投資戦略2018、また最近では12月の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策にも「日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること」と書かれております。こういった政府の動向もある中、今期、9月28日の日本語教育小委員会において審議を開始いたしまして、日本語教育能力

の判定についてということで、これまで4回にわたる審議を重ね、審議経過の概要として、日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方を整理してまいりました。

その中の1、現状と課題におきましては、在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズが拡大していることや、出入国管理及び難民認定法の改正等を踏まえまして、今後も在留外国人のさらなる増加が見込まれることから、日本語教育を担う専門家としての日本語教師の質の確保及び量的拡大が重要な課題となると整理しております。

2、基本的な考え方のところでは、(1)趣旨・目的として、質の高い日本語教師を国内外で安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要であるということと、判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための資格を整備するとしております。そして、(2)制度設計の前提としましては、先ほど御説明しました、「日本語教育人材の研修の在り方(報告)」に記載された養成・研修の考え方を前提とすることとして、現在、法務省が告示をもって定める日本語教育機関の教員要件とも接続についても検討することとしております。

そして、3、日本語教育能力の判定の方法等について御説明いたします。ここで(1)をごらんください。日本語教育能力の判定を行う日本語教育人材、いわゆる養成段階の日本語教育人材の資質・能力を判定するものと考えております。(2)判定の仕組みです。ここでは、3つから判定したいと考えております。1、試験の合格、2、教育実習の履修、3、その他の要件というこの三本柱でございます。(3)試験の内容は、先ほど御説明した養成・研修報告書に示された養成段階の必須の教育内容とすることとしております。

40ページに日本語教育能力の判断の仕組み(案)をお示ししております。中央部分の青い線で囲まれた部分をごらんください。専門家としての日本語教師を目指す養成段階の日本語教育人材は、まず、必須の教育内容に挙げられた内容の試験に合格することとし、そして、教育実習を履修することを求めているかどうかと考えております。そして、その他要件としては、学士の学位を含め、現行の法務省告示高の教員要件との接続も含めて検討を行ってまいります。

そして、4、専門家としての日本語教師の活動の場の例として、7つ挙げております。いずれも日本語教師が求められているところであると承知しており、専門性を有する日本語教師が今後このような場で一層活躍できるようになることが望ましいと考えております。

日本語教師の資格の在り方については、今後、次年度一年を掛けて議論を深め、平成31年度中の取りまとめを目指したいと考えております。

以上、資料が多くございました。また、検索に関して皆様方、お分かりにならなかった部分もあるかと思っておりますけれども、以上で国語分科会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの国語分科会の御報告につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間もちょっと押しておりますので、先に急がせていただきたいと思っております。また最後にさかのぼって御意見承ってもよろしいかと思っております。

それでは、次に文化財分科会と、それから、4つの部会の審議状況につきまして御報告をお願いしまして、その後で意見交換をしたいと思っております。

最初に文化財分科会の審議状況でございますが、これについては分科会長を仰せつかっております私の方から御報告したいと思います。今年度の審議状況と今後の主な課題について御報告いたします。

資料3をごらんいただければと思います。文化財分科会では文化財保護法に基づいて、文部科学大臣又は文化庁長官から諮問された案件について調査、審議を行っております。今期は分科会を10回開催し、国宝・重要文化財の指定等について184件、登録文化財の登録等について586件、重要文化財や史跡等の現状変更の許可等について1,814件の答申を行いました。答申を行いました文化財のうち、代表的な事例を御紹介したいと思います。

表の方に指定・選定等のものがありますが、3ページ、国宝（建造物）になりました玉陵について御説明をしたいと思います。国宝・重要文化財（建造物）については、国宝1件を含む20件の指定等について答申いたしました。このうち、昨年10月の第196回分科会において、重要文化財であった玉陵を国宝に指定するよう答申いたしました。

玉陵は琉球の第二尚氏の3代尚真王が1501年に築きまして、歴代の王族が葬られた王陵で史跡にも指定されております。首里城から西に延びる丘陵の斜面に位置し、ほぼ長方形の平面にめぐらす石垣のような石牆の奥に東の東室、真ん中の中室、西の西室の墓室を3室連立させまして、前方には祭祀（さいし）を行うための広い前庭を設けています。墓室は自然の洞穴を利用しながら、その前面に石灰岩の切石を精緻に積み上げて、切妻造の墓室を築造する、いわゆる破風墓の形式を持ちます。真ん中の中室は洗骨前の遺体を安置しまして、改めて洗骨した後に東の東室には王と王妃、西の西室には王族を納骨するというふうに分けられております。

琉球の葬送習慣を伝えるとともに、被葬者に応じて墓室を東西両室に区分する王陵としての特殊性も有しております。玉陵は第二尚氏が築いた現存最古かつ最大の破風墓を中心とする、規模壮大な王陵であり、東アジアにおいて独自の文化的発展を遂げた琉球地方における建築文化と葬墓制を象徴する極めて完成度の高い陵墓であり、深い文化的意義を有していることから国宝に指定するよう答申したものであります。

続きまして、次のページ、筑豊炭田遺跡群について御説明したいと思います。史跡名勝天然記念物につきましては、79件の指定等について答申いたしました。このうち、昨年6月の第193回分科会において、三井田川鉱業所伊田坑跡、それから、目尾炭坑跡、旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道などからなる筑豊炭田遺跡群を史跡として指定するよう答申いたしました。シカタノではなく、シャカノオ炭坑跡でございました。

筑豊炭田遺跡群は、炭坑開発が本格化した明治中期から第2次大戦中にかけて、我が国最大の炭田でありました。三井田川鉱業所伊田坑跡は、筑豊最大規模を誇った三井田川鉱業所の主力坑跡で、日本三大縦坑の1つと称されました。目尾炭坑跡は、明治14年にスペシャルポンプを活用して、筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功した炭坑跡でございます。旧筑豊炭田鉱業組合直方会議所は、筑豊炭田鉱業組合が明治43年に石炭流通の中心地であった直方に作った会議所であり、救護練習所模擬坑道は、暖房や煙やガスを発生させる設備を併置して、炭坑の深部の深いところの掘削を背景とした爆発事故に対応するための模擬坑道として作られたものであります。

石炭業を採炭、運搬、労働環境など多面的に理解する上で重要であることから、今回、史跡に指定するよう答申したものであります。

また、次のページをごらんください。重要無形文化財については、6件答申いたしました。昨年7月の分科会では、重要無形文化財保持者の認定を答申しました、小宮康正氏の作風等について説明しております。これは重要無形文化財「江戸小紋」保持者でございます。小紋染めは型染めの一種で、紙に紋様を切り抜いた型紙と、米粉や米ぬかからできた防染糊で、細かな反復模様を染め抜く技法でございます。江戸時代の武家の礼服のかみしもの加飾技法として発展しました。染め上がったときの絵際の切れの鮮やかさは職人技のさえが生み出す様式美として、高い評価を受けてきました。

小宮康正氏は、祖父、小宮定吉氏——この方も保持者でございますが、から父、小宮康孝氏——この方も保持者、へと伝えられた江戸小紋の染色技法を受け継いでおります。また、型紙の原料となる和紙や防染糊の材料の米ぬか等の用具、原材料の研究を積極的に行うことで、極めて精緻な紋様の染色を可能とし、日本伝統工芸展などで高い評価を得ております。加えて、日本伝統工芸展で鑑査委員を歴任する等、後進の指導、育成にも尽力されております。

以上、文化財分科会の今期の審議状況について、大まかではございますが、御報告させていただきます。

それでは、続きまして、文化政策部会の審議状況と今後の主な課題につきまして、河島部会長から御報告をお願いいたします。

【河島委員】 それでは、文化政策部会における今期の審議状況について、まず、御説明いたします。資料4という中にございます。

昨年度の文化政策部会では、平成30年3月に閣議決定されました、文化芸術推進基本計画（第1期）と2019年度文化庁予算案との関係を整理し、基本計画のフォローアップの方法について調査、審議を行いました。主な内容としては、政府全体で行っている政策評価や行政事業レビューの内容やスケジュール等とも連動させながら、各事業のグッドプラクティスを蓄積しつつ、年度ごとに基本計画の評価、検証のフォローアップを行い、今後の施策、改善に反映することということがあります。

資料4の最後の3ページになりますが、こちらにも参考になる資料がございますが、文部科学省全体での政策評価における文化分野の政策評価というものも今、見直しの方向性がありまして、文化庁の芸術文化基本計画のフォローアップと整合させる形で、お互いの政策評価をある程度、基本的に統一したものとして、基本的なデータ等をそろえつつ、その評価をどのように行っていくのかということを経後、考えていくことになるかと思えます。

その際、重点項目として一応3つほど例えばということ考えているのが、1つは子供の芸術教育・体験の充実という点でどのような成果を上げているか。2つ目が、文化芸術によるイノベーション創出・国家ブランド構築という政府全体の目標でもあるかと思えますけれども、こちらと基本計画がどのような成果を上げているか。それから、もう一つ、これも大事な目標だと思っておりますが、地域文化の振興などがどのように基本計画の中でなされているか、どのような成果を上げていっているかということを図っていく指標作り、それから、データの整備ということを経後、目指していくことになるかと思えます。

従いまして、進捗状況を把握するために必要な指標開発、データの蓄積、調査、研究ということが非常に大事になってきますので、その点について、調査、審議を今後も行って

いこうということが昨年度の政策部会では確認されました。

そのほかには2019年度の文化庁概算要求，それから，文化経済戦略アクションプラン，障害者による文化芸術活動の推進，国際文化交流の祭典の実施の推進，日本博，最後の3つについては後ほど担当の方から御説明があるかと思えますけれども，このあたりにつきましても審議を行ったところでございます。

来年度のこと，今後の課題になりますが，30年度の基本計画の評価研修のフォローアップをメインに議論を行っていくこととなりますが，今，御説明したような内容を念頭に置きながら，年3回程度，それぞれの段階に合わせた調査，審議を行っていく予定でございます。そのスケジュールのイメージとしましては，資料4の2ページ目，横になっているページの工程表というところで示してございます。

来期ですが，申し上げましたように，引き続き，文化行政の動向及び基本計画のフォローアップについて調査，審議を行っていく見込みでございます。

私からは以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。それでは，続きまして，美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題につきまして，榎本課長からお願いいたします。

【榎本企画調整課長】 資料5をごらんください。文部科学大臣が展覧会の主催者と補償契約を締結しようとする場合に，審議会の意見を聞くとされております。展覧会における美術品損害の補償に関する法律がございまして，展覧会的主催者が借り受けた美術品の損害が生じた場合に，政府がそれを補償するという契約でございます。対象となります展覧会は不特定かつ多数の者に鑑賞機会を提供するものであり，美術品の評価額の合計が50億円を超えるものであること等の要件が定められています。

今期におきましては，美術品保証部会におきまして，申請8件のうち7件が適当という旨，されております。表がございまして，まず，ルーヴル美術館展，ピエール・ボナール展，マルセルデュシャンと日本美術展，ムンク展，こちらは既に開催が終わっております。それから，5番目，ラファエル前派，これは展示が始まったところでございます。今後，ウィーン・モダン，それからクリムト展とございます。これら7件に加えまして，現在1件が引き続き審議中となっているところでございます。

今後の課題でございます。引き続き，こうした申請に応じて，個別の審議を行うことと同時に，平成23年に制定された制度でございまして，制度のさらなる推進のための制度改善に関して検討を行うということとしております。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。それでは，続きまして，世界文化遺産部会の審議状況について，御報告いたします。これは部会長の私が御説明申し上げます。

それでは，資料6をごらんください。世界文化遺産部会の調査審議について，御報告します。本部会においては，平成30年度の世界文化遺産推薦候補として，審議対象となった「北海道・北東北の縄文遺跡群」及び「金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群」について審議を行った結果，平成30年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」を選定することを答申いたしました。

その後，2020年以降のユネスコ世界遺産委員会における登録審査が文化遺産と自然遺産を併せて，各国1件に制限されることになりましたことから，自然遺産の候補であった「奄

美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」という候補と「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、政府として検討が行われた結果、最終的に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の自然遺産候補の方が今年度の推薦候補として決定されることになりました。このような経緯を踏まえ、本部会においては、平成31年度における世界文化遺産推薦候補の選定に当たっては、今年度の文化審議会の答申内容をそのまま引き継ぐことを基本として、来年度、「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、進捗状況等の確認を行い、最終的に来年度の本部会において推薦候補を決定することを基本的な考え方として、本年1月に決定いたしました。

すなわち、平成31年度の推薦候補は以上のような基本的な考え方に基づいて、来年度、本部会において審議、決定することになりました。

それから、今後の課題であります。引き続き、世界遺産条約の実施に関する事項につきまして、調査審議を継続する予定でございます。

以上でございます。

それでは、続きまして、無形文化遺産部会における審議状況と主な課題につきまして、岩崎部会長から御報告をお願いします。

【岩崎委員】 無形文化遺産部会から報告いたします。本年度、この部会が主に行った作業ですけれども、これは昨年に引き続いて、ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく代表一覧への提案へ向けて、「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」を選定いたしました。資料7に書かれていることが主な内容です。しかし背景的なものを説明しなければ、文章の意味がよく分からない部分もありますので、それを補足させていただきます。

無形文化保護条約というのは、運用が始まって10年、つまりまだ若い条約でありまして、運用を進めるに連れて、課題が見えてきました。現在、改善策が検討されています。第一に、説明の冒頭で、昨年に引き続き、同じ案件を選定したという説明をいたしました。これは年ごとの審査件数の制限による結果です。今、条約の締約国は178か国あります。毎年、各国から申請された提案書を、12人の専門家が事前審査を行います。12人の専門家が審査するキャパもありますし、それから、日本のように、もう既に無形文化に対する理解が深く、保護処置が進んでいる国もあれば、この条約を初めて聞いたという国もあります。この運用に当たって、できる限り平等な機会を与えて、それぞれの締約国の無形文化保護に関する努力をサポートしていく目的のために、それぞれの国が提案できる数、それぞれ1年ごとの審査の制限を設けております。

ですから、日本のように既に無形文化遺産が多く記載されて登録されている国は、平均2年間に1件ということで、冒頭に申しました伝統建築工匠の技というのは昨年も提案しております。ですけれども、審査対象にならずに、2年目の今年、もう一度、申請をして、これから審査を受けるという形になっております。ということが1つです。

それから、説明の中にグループ化という聞き慣れない言葉が出てくると思うんですけれども、先ほど申しましたとおり、日本は既に国内法で無形文化遺産を保護してきているという実績があります。しかも日本の国内法の中では、どここの町、あるいは、地域の何々が1件という数え方をするんですけれども、ユネスコの条約の中では、地域あるいはコミュニティという考え方が漠然としています。幅が非常に広いんですね。ですから、それ

を国内法とユネスコの条約の折り合いをつけていくために、今、私たちが行っている作業は、複数の類似性のある無形文化遺産を1件としてまとめていく。ですから、今年の伝統建築工匠の技は、17の技術をまとめた提案をしております。

こういった形で、国内法の実態と、それから、ユネスコの条約が求めているものとの整合性、整理をしていくという作業の中から、グループ化ということは生まれてきています。日本のこのグループ化という方法については、ユネスコの政府間委員会の中では、とてもいい方法であると評価を受けております。

今後の課題として、先ほど申しましたとおり、運用上の課題を解決していくことです。今年9月にはユネスコ本部で代表一覧とか危機一覧、今、幾つかあるリスティングに関わる評価過程、さらに、評価基準を見直そうということが決まっております。9月の専門家の議論の行方を追っていくということは、とても重要な問題だと考えております。

また、もう一つ、国内的に大きな課題があります。ユネスコ無形文化保護条約でいう無形文化遺産という定義と、日本の文化財保護法の下で言う、無形文化遺産の定義の中にずれがあります。と言いますのは、この審議会の中で私が何度も発言してきましたが、ユネスコの言う無形文化遺産というのはとても範囲が広い。つまり文化というのは人々の生活全般に関わる知識の体系であると捉えれば、私たちの日々の暮らしに関わる全ての慣習、その基となる知識の全てが無形文化遺産になるわけです。日本の国内法で言う、文化財という概念をはるかに超えて、いわゆる生活文化と言われるものも無形文化なわけです。今、日本が考えて解消しなければならない生活文化をどのように扱っていくのかということが大きな課題であると考えております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。それでは、以上、文化財分科会等4つの部会からそれぞれの審議状況や今後の課題について、御報告を頂きました。

それでは、これからしばらく意見交換をしたいと思っております。どの分科会、部会に関するものでも結構ですので、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。柴田委員、お願いします。

【柴田委員】 失礼いたします。柴田です。文化政策部会に所属しております。河島部会長とともに審議を進めてまいりました1人として発言をさせていただきます。

基本計画が策定されまして、いよいよ政策評価に入っていくということで、文化庁も我が国の文化政策も新たな局面を迎えていると、私自身、緊張しております。それで、政策評価を行う際、気をつけていただきたいという思いがございまして、申し述べます。まず、文化芸術というのは中長期的な観点がとても重要だと認識しております。

工程表を見ますと、1年間にフォローアップをしていく、それも重点項目を掲げられた3つに限定してということでもあります。子供の芸術文化活動とか体験の評価をしていく際に文化の育成という観点を重んじると、中長期的な観点というものをどこかに入れる必要があるのではないかと思います。1年で成果が出るものもあるんですが、なかなか子供の文化芸術活動については評価が出にくいということもございまして。

それから、政策評価を取り進めていく上で、文化庁を取り巻くいろいろな業界筋の方々、それから、個人のアーティストも含まれますが、その方々との合意形成を綿密に図っていただきまして、コミュニケーションを取っていただきたいということでもあります。

それから、評価を行う方が文化庁の職員の方々であるということでもありますけれども、評価というのは非常に手間暇がかかります。過重な業務にもなったりいたします。文化庁の職員の方々には日々、多忙でいらっしゃる、それに加えて政策評価でありますので、是非過度な評価にならないように、効率的な評価に努めていただければ、非常にありがたいと思っております。

また、冒頭申し上げたことと被りますけれども、数値を出していかなければいけないと。それは目に見えるような形で、非常に分かりやすいのでありますけれども、文化芸術というのは目に見えないもの、定性的な評価も最大限重要視していかなければいけないものでありますので、数値に偏らない評価を何とぞ、御考慮いただきたいなということでもあります。

政策評価を行って、財務当局に文化の成果とか効能をプレゼンテーションすることは1つ大きな重要な課題であるかと思うんですけれども、創造現場が生き生きと活発に新しい価値創造が生まれるような環境を作っていくことが非常に重要かと思っておりますので、現場が元気になるような政策評価を望みたいと思っております。来年度に向けて、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

もし文化庁の方から御意見がございましたら、御意見を伺いたいです。

【佐藤会長】 ありがとうございます。政策評価について、大事な視点を幾つもお指摘いただいたと思っておりますけれども、これについては、文化庁の方からお答えいただいて、じゃあ、山田企画調整官。

【山田企画調整官】 政策部会の事務局をしております山田でございます。貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。

先日の政策部会でも、柴田委員はじめ、ほかの先生方からも同様の御指摘を頂いているところでございます。本当に文化の成果というところは短期では全然測れないものかと思っておりますし、数値に偏らない評価ということで、河島部会長の方から御報告いただいたようなグッドプラクティスの蓄積ということもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。それですし、我々がやっている事業の支援の行き着く先というのは現場でございますので、現場の皆様方とキャッチボールできるような、そういった元気が出るような評価にしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【佐藤会長】 ただいま御指摘のあったような点について、十分踏まえたい評価にしていただけるとありがたいと思っております。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。藤井委員。

【藤井委員】 藤井でございます。文化財分科会に所属しておりますが、世界遺産の無形のことで教えていただきたいんですけれども、私も幾つか世界遺産に関わって、無形にも少し関わっているんですけれども、数年前に日本で和食が無形文化遺産になりましたけど、これは農水省系だとは思いますが、これは文化庁はどういう形で関わっていらっしゃるのでしょうか。

【佐藤会長】 これは岩崎部会長でいいのでしょうか。

【岩崎委員】 私が、この部会に関わったのはそれ以降なので、その当時の内容については詳しくは分からないんですけれども。

【佐藤会長】 文化庁の方、お分かりになる方は。

【高橋政策課長】 政策課長でございます。当時は、無形文化遺産に登録するためには、国内法できちんと保護について制度化されていないといけないということがありました。食文化については、現在、文化財保護法で直接的な保護をしていないため、どのようにそこを担保するかということが議論になったわけでございますけれども、その関係で、食育基本法が、その当時、新たに立法化されたこともあり、また、農水省さんの方が、そこを積極的にやっていくということもあって、中心的な役割は農水省がやりつつ、文化庁も当然サポートしていくという形で、和食を日本政府として推薦して、登録されたという経緯がございます。

【佐藤会長】 藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 分かりました。そうしますと、無形遺産の場合でも、何らかの国内法でもってそれが保護されているのが条件であると理解してよろしいんですか。

【高橋政策課長】 はい。

【藤井委員】 それが、何省かの、いろいろな状況があるということですね。

【高橋政策課長】 日本国として、きちんと措置しているということでございます。

【藤井委員】 承知しました。

【佐藤会長】 よろしいですか。

【藤井委員】 はい、承知しました。

【佐藤会長】 それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、よろしければ次に移りたいと思います。次の議題、最近の文化行政の動向に移りたいと思います。まずは、1 番目に障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画案について、御説明をお願いします。

【松坂参事官】 資料 8 で説明させていただきます。参事官、文化創造担当、今は京都の地域文化創生本部の事務局長を兼ねております、松坂でございます。よろしく申し上げます。

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画につきましては、昨年の 6 月に議員立法によりまして、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立したものでございます。この法律におきまして、基本計画を作成することが義務付けられておりまして、その点につきまして、検討を行ってきたものでございます。検討に当たりましては、関係省庁による推進会議を置きますとともに、有識者会議の意見を聞いて定めるということになっております。

有識者会議の方は、東京藝術大学の本郷先生を座長としまして、文化審議会からは柴田委員にも参画していただいているところでございます。3 回の会議のほか、ワーキンググループを 3 回行うという形を執りました。障害者による文化芸術関係団体の方からのヒアリングですとか、有識者会議にそもそも参加されている方々の御意見を踏まえて、計画を立案してまいりました。留意点として御指摘を重ねていただいたものにつきましては、吹き出しで書かせていただきましたけれども、障害者の文化芸術活動というのが、その他の文化芸術活動から分断される形になるのは避けてほしいという御意見がございました。

また、文化芸術の価値は、必ずしも文化芸術面のみならず、経済面、社会面、福祉面、様々な面がありますので、そういうことについてもしっかりと留意してほしいという御意見が聞かれたところでございます。

計画でございますけれども、右側の方にありますように、基本的な方針と施策の方向性で構成しております。

基本的な方針につきましては、法律の第3条の方に基本理念が定められておりますので、そのことにつきまして、記した上で、それぞれを少しブレイクダウンする形で記載しているところでございます。

施策の方向性につきましても、法律で11の基本的施策について、こういうことを見当すべきという記載がございますので、(1)から(11)まで挙げまして、例えば(1)でありますと、鑑賞の機会の拡大が必要である。続いて、文化芸術面、福祉面、それぞれどういうことができるのかということについて記載をしたということでございます。

2月中にパブリックコメントを行いました。全体として34件御意見を頂きまして、大変ポジティブな意見を中心に頂いたと感じております。今年度中には、文部科学大臣、厚生労働大臣によって公表予定でございます。

説明は以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、次に(2)国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画(案)について、説明をお願いいたします。

【清水文化経済・国際課長】 失礼いたします。文化経済・国際課でございます。資料9を用いまして、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画(案)の概要について御説明申し上げます。

資料1枚目をごらんください。

本計画の策定の背景でございますが、我が国で世界の関心を集める国際文化交流の祭典を実施することは、世界の文化芸術の発展への貢献、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題となっております。また、地域の歴史等を生かした祭典は、活力ある地域社会の実現にもつながるものとして一層推進していくことが必要であります。

昨年6月ですが、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律が公布、施行されまして、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画かつ祭典の振興に当たっての指針としまして、本計画を取りまとめてございます。

1でございますが、(1)我が国における国際文化交流の祭典に係る現状、課題といたしまして、我が国では、ヴェネツィア・ビエンナーレやカンヌ国際映画祭に比肩するような大規模な祭典は行われておらず、今後、創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加により、国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られるような国際文化交流の祭典の実施を目指すことが求められるとしております。

(2)の祭典法の目的、基本理念及び定義につきましては、法律より抜粋しておりますので、今回割愛させていただきます。

(3)の基本計画の位置付けでございますが、祭典法に合わせまして、大規模祭典及び地域の祭典、こちら双方を推進すべく、それぞれの施策について国の施策を盛り込んでおります。

続きまして、2枚目をごらんください。2、(1)大規模祭典のための国の施策としまして、5点掲げてございます。

1つ目、大規模祭典の継続的かつ安定的な実施としまして、多様な専門的人材の確保・養成、展示、講演場所の確保、海外の芸術家の受入れ環境の整備に取り組んでいくこととしております。

次に、大規模祭典の企画等に関する専門的助言等体制の整備としまして、外部から専門的な助言を得ることができるよう、取り組むこととしております。

次に、大規模祭典の国際的評価の確立及び向上としまして、海外における紹介及び宣伝の強化や、有識者等の招へいなどを進めることとしております。

次に、大規模祭典への来訪者の利便性の向上としまして、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保、充実、また、外国語による案内の充実などに取り組むこととしております。

最後になりますが、大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携としまして、我が国において大規模祭典を実施する者と、海外において実施する者との交流を深められるよう、世界の幅広い地域へ文化人、芸術家などを派遣することとしております。

次に、(2)地域の祭典を含めた国の施策でございますが、情報の収集、ボランティア活動への参加の促進、国際文化交流の祭典の相互の連携の3点を掲げております。

最後に3でございます。(1)大規模祭典のための国の施策でございますが、大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携としまして、今後、日本博の事務局を担います、独立行政法人日本芸術文化振興会をはじめ、独立行政法人国際交流基金との連携のほか、関係省庁による祭典推進会議の運営、また、新たな大規模祭典の創設に向けた有識者会議の設置を進めることとしております。

(2)地域の祭典を含めた国の施策でございますが、こちら、地方公共団体及び民間の団体等に対する支援を進めることとしております。

(3)地方公共団体の施策でございますが、地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の実情に応じて施策を実施することとしております。

今後の予定としまして、今年度中をめどに閣議決定させていただきたいと考えております。

基本計画案については以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、(3)「日本博」について、御説明をお願いします。

【坪田参事官】 資料10をごらんいただきたいと思います。

最初のページにありますように、経緯として、2015年に「『日本の美』総合プロジェクト懇談会」という総理主催の会、そして、座長は昨年8月にお亡くなりになられました津川雅彦さんということで、こちらのところで、日本の美意識・価値観を国内外にアピールするための施策の検討ということで始まったものでございます。

2016年にイタリアの仏像展、そして、先般終演を迎えましたジャポニスム2018、そして、2019年度がアメリカを中心に、そして、2020年度は日本博につながるという形で、これらのこと、特に日本博につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、日本の全国各地で実施するということが、総理の方からも文部科学省、文化庁で準備を進めるという指示が昨年6月にあったということで始まっております。

次に、ページ送っていただきますと、検討・実施体制でございますが、総理を議長とす

る日本博総合推進会議がございまして、そして、関係する外務省や観光庁などとの会議、文化庁が全体を統括すると。

この文化庁にアドバイザーボードとして、文化庁「日本博」企画委員会というのが左下にありますが、先ほど言い忘れましたけれども、日本博総合推進会議もこちらの企画委員会についても、島谷委員をはじめとした方々に入っているということでございます。

そして、事務局の方については、右下にありますように、日本芸術文化振興会ということで、担っていただくという予定でございます。

次のページ送っていただきますと、企画委員会の現在のところの委員構成であります。知事会の文化の担当の代表でございますとか、経済界の文化担当の方々も構成しております。この方々にいろいろと企画のアイデア、そしてまた、様々な個別のプロジェクトに対する助言も頂いて、これからしっかり進めていくという予定でございます。

次のページにあるのが、それぞれのコンセプト。一番のスターコンセプトが「日本人と自然」ということになっておりますが、それをひもといたときに、様々な分野についてこのテーマ性を合わせながら、総合的にやっていこうということになっていきます。

次のページにありますように、開催時期等は、2020年が中心なんですけど、その前後、要は2019年、2021年にもしっかりやっていこうということでもあります。

実施のポイントとして、大きな矢印が書いてありますが、目指すべき効果として、インバウンドの拡充であるとか、訪日外国人に地方にも回っていただけるとか、国家ブランディングの確立などがございますが、もちろん文化芸術の水準の維持、向上、発展を図っていくことが中核にあるということは言うまでもございません。

次のページは、コンセプトイメージでございまして、縄文から現代という時間軸と日本人と自然というテーマ性、これを押さえながら、様々な分野でやっていこうということでございます。

更に次にページ送っていただきますと、「日本博」の枠組み・イメージということでございます。

主催・共催型という大きな総合的なプロジェクトを主催するというものと、あと、民間や自治体、他省庁と組んでやる共催型。そして、広く一般、自治体や芸術文化団体が中心になると思いますけれども、手を挙げていただいて、助成をさせていただく公募助成型。そして、後ほど御紹介します、公式ロゴを使って、また、海外発信については一括してやらせていただきます参画型というような枠組みになっております。

この主催・共催型、公募助成型につきましては、国際観光旅客税という財源を使ってやらせていただくということで、観光も意識しながらでございますけれども、文化芸術を磨き上げながら国内外に発信するということを常に念頭に置きながらやっていくということになります。

最後のページでございますけれども、先般、3月3日に旗揚げ式ということでキックオフをさせていただいたところでございます。

今後、様々な主催・共催事業、そして参加型事業の認定、公募型事業の募集をかけるなどの日程を速やかにやっていきたいと思っておりますので、また、折々におきまして、様々な御助言、御指導をいただけたらと思っております。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、これからしばらく意見交換をしたいと思います。

ただいまの最近の文化行政の動向につきまして、どのような内容に関するものでも結構ですので、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、私から御質問したいんですが、国際文化交流の大規模な祭典の中で、地方公共団体とリンクするというのがあったと思うんですが、これはあれでしょうか、大規模な祭典に関連して、地方でもそういうことを行う場合があるということを考えておられるのでしょうか。

【清水文化経済・国際課長】 お答えいたします。

先生が今、御指摘いただいた部分につきまして、3の(2)のことかと思いますが、現在、様々な地域で国際文化交流の祭典というものを実施されておりますので、現在、そちらに対して、文化庁として支援をしている施策もございます。引き続き、そういった支援を続けて、地域の祭典を支援していきたいという考えでございます。

【佐藤会長】 大規模祭典の場所は、大都市が中心になるわけでしょうか。その点は。

【清水文化経済・国際課長】 文化庁といたしまして、今ある祭典をどれが大規模祭典かという明確な定義付けはしておりませんで、地域で行っております祭典を更にレベルアップするということを目指しております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかに御質問。それでは、道垣内委員。

【道垣内会長代理】 日本博についてですけれども、税金を使ってやるということですが、それ以外に、民間のお金が、同じプロジェクトというかそれを取り巻くところに入ると、より大きな効果があると思うんですけれども、国のお金が、種としてやるのか、それともほぼ全体的に国のお金でやるのか、そのあたりの計画のお金のお話がなかったものですから、どれくらいの予算をかけられるのか、それが波及効果がどれくらいあるのかということですが、伺えればと思います。

【坪田参事官】 お答えいたします。

少し割愛しましたけれども、最後から2枚目のページになりまして、主催・共催型、公募助成型、参画型とございますが、特にこの公募助成型につきましては、自治体及び民間の団体を想定していますけれども、割合的にはまだ言及できませんけれども、およそ民間の方々からも資金、それは民間御自身が御用意するものも含め、また、いろいろな寄附などを集めていただくなり、協賛を集めていただくなりでやっていただいて、そして、全体の中に国も一定程度助成をさせていただこうということでもあります。

この公募助成型については、新規的、画期的なアイデアを民間、自治体から出してもらうということを非常に念頭に置いていまして、それを国が御支援をするという、支える形を考えております。

この主催・共催型の共催型というものにつきましても、民間の方々やっていたらこうというものと、国がイニシアチブをとって、こういうふうなテーマ性、コンセプトに沿ってやっていただくということを、うまく融合させながらやっていこうというもので、これにつきましては、国としても少し手厚い支援を考えながら、国としてもイニシアチブを

持ってやっていくという形になっていこうと思っています。

いずれにしても、これにつきましては、将来的にはレガシーとして流通、自走してもらって、新しい文化芸術の見せ方とか、また、分野を超えた融合の仕方とか、あるいは新しい最先端の技術を使ったやり方であるとか、そういうものを残していただく、継続していただくということを考えていますので、国の支援というものも一定程度ありますけれども、ちゃんと民間として、これをどうやってそれにつなげていくか、継続していくかということも考えていただく。そういう意味では、1つのきっかけにさせていただくものかなということも思っておりますし、もちろん一方では、なかなか自立、自走が難しいような分野につきましては、様々な支援を引き続きということもあるかもしれませんが、いずれにしる様々な、今後継続・発展させていくきっかけとしてこれが使えていけたらなと思っておりますし、その波及効果としては、インバウンド、訪日外国人の4,000万人へ向けてという、2020年の政府目標を念頭に置いていますし、そのにはその10年後には、6,000万人という目標もありますので、そういうところでこの文化観光というのが、大きな役割を果たすための何というんですか、いろんなプロジェクト、文化芸術の磨き上げというようなことで、非常に観光流入客数も当然増えていくことになると思いますが、消費額というものについても、滞在日数の増などで増えていくことも念頭に置いておりますので、そういうものはしっかり成果も考えながら、これを運用していきたいと考えております。

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

それでは、吉本委員。

【吉本委員】 日本博のことについて質問なんですけれども、2020年のオリパラがひとつのきっかけになっていると思うんですが、組織委員会の方でも東京2020Nipponフェスティバルというのを計画しています。きのう、文化・教育委員会があったんですが、それと今後どう連携していくのかということも大きなポイントで、ただ、組織委員会の方は、スポンサーとオリンピックというブランドの関係があって、なかなか全て連携というわけにいかないと思うんですよ。その辺、何か検討されていることがあればお伺いできればと思います。

【坪田参事官】 私も昨日出席させていただいていましたけれども、組織委員会は主に、まだ余り公表できませんけれども、4つの大きなプロジェクトを中心に、時折々とテーマ性に応じて大きいものをしていくということなので、当然、我々もそれを念頭に置いて、ある意味、一緒に組み立てながら時間軸と面的な広がりを考えながらやっていこうと思っております。飽くまでも組織委員会と東京都が行う、ある意味東京に寄った、東京を中心に開催するものが中心でございますので、我々日本博は全国各地でということで、むしろ東京以外を非常に念頭に置きながらやっていこうというのがこの日本博でございます。

そういうものと、水準とか分野とか、様々で、ある意味頭の中ではマトリックスみたいな形で、そういうようなx軸、y軸を置きながら、東京都のやるもの、組織委員会のやるものもうまく組み込みながら、我々としては一緒に発信もできたらなと考えておりますので、そういうような、情報の1つのプラットフォームみたいなものに一緒にやっていくとか、様々なそういう連携について、要するにばらばら感がないようにやっていきたいと思っておりますし、特に、訪日外国人の方には、一体的なお伝えの仕方というものを非常に工夫してやっていきたいと思っておりますので、密な連携を心掛けたいと思っております。

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

それでは、ありがとうございました。きょうが最後の会議でありますので、もしまだ発言されていない方がおられましたら、御意見いただいても結構なんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、吉本委員から別途資料を頂戴しております、資料10の右側に参考資料という資料がございます、吉本委員から頂いておりますので、御説明をお願いします。

【吉本委員】 ありがとうございます。

本来であれば、文化政策部会で報告した方がふさわしい内容かもしれないんですけども、先週、クアラルンプールで行われた世界芸術文化サミットというものに参加しまして、これは国際的な文化政策の在り方を検討する会議なものですから、記憶の新しいうちに報告をしたいということで、事務局の方に相談して、貴重なお時間を頂戴することにしました。

もう時間も過ぎておりますので、簡単に御説明したいと思います。

お手元の資料の開催概要のところがございますけれども、今回はクアラルンプールでの開催ということで、マレーシアの文科省、それから、ずっとこの会議を主催しております国際アーツカウンシル・文科省連盟という組織がございます、そこの共催でした。

参加者は、81か国、432名ということで、かなり大規模な会議で、世界各国、南米、アフリカ含めですね、本当に大きくの国々の方が参加をしておりました。

テーマはそこに書いてあるとおりで、なかなか日本語に訳すのは難しいんですけども、時代が大きく変化する中で文化政策を考えるときに、気持ちとか固定概念を切り替えて取り組んでいくべきだということかと思えます。

そして、プログラムはその下にあるとおりなんですけども、これも詳しく御説明する時間がないので、印象に残ったキーノートを2つだけ御紹介したいと思います。

2日目の最初のキーノートは、**cultural rights**、文化権に関して、国連の調査員の方が講演をなさいました。

日本も基本法が変わりましたけれども、国際的にも文化芸術というのが、いろんな社会的な課題に向き合うということが言われていて、そういう大きな潮流になっているんですけども、そういう時代だからこそ、非常に基本的な文化権というものについて、もう1回しっかり捉えなきゃいけないんじゃないかというのが最初にございました。

それから、3日目の基調講演は、スウェーデンの Ashkan さんという方が話されたんですけども、この方の話が本当に面白かったです。

というのは、きょうの著作権部会からの報告もありましたが、インターネット、IT技術の進歩が非常に加速する中で、文化政策というのでも大きな見直しを迫られているというお話でした。1つだけ、彼のプレゼンの面白いと思ったことを御紹介したいんですけども、今インターネット上で動画を公開すると、それに世界中からいろんな人が見に来ると。ある黒人の青年が、ちょっと国は忘れたんですけども、自分でテレビゲームをしている様子を撮るんですね。それで、「あ、しまった」とかつぶやいているんですよ、それをライブ配信してるんですね。それはピューさんという方なんですけれども、そのアクセスが物すごく、170億人が見てるといいますよ。

彼が比較に出した事例は、ワールドカップで、1930年に始まったワールドカップを見る人たちは30億人と。だから、その違いというのは何なんだろうと。そういう中で文化政策どう考えていくべきかという話でした。

時代認識そのものも含めて彼は、非常に興味深いレクチャーをしてくださって、この彼のレクチャーはネット上にもいっぱい出ていますので、関心があればごらんいただけたらと思います。でも、ダウンロードしちゃうと違法になる可能性があるので、それはくれぐれも御注意いただきたいんですが、ということでした。

そして、3日目は、digital ageの中で、文化政策はどうあるべきかということがいろいろと議論をされました。

それで、次のページに行っていただいて、これをずっと主催しているIFFACAという組織についても少し御紹介したいと思います。

これは、2000年に設立された組織でして、今では70か国以上の国立のアーツカウンシル、文科省あるいは文化庁が加盟するネットワーク組織になっています。

それで、資料は英語のままで恐縮ですが、ネットワーキングとか、あるいはリサーチとか能力開発とかいろんな活動をしてるんですけども、中でも3年に一度開かれるWorld Summit on Arts and Cultureというのがメインの活動になっております。

そのメインの国際会議は、ほぼ3年ごとに開かれているんですけども、どこでどれぐらいの人が参加して、テーマがどうだったとかということを2ページ目の下の方から3ページ目にかけてずっと記載をしております。

私はこのうち4回ほど参加させてもらったんですけども、毎回本当に、世界中からいろんな方が来られて、しかも若い人が多くて、アーツカウンシルの担当の方なんかもすごい若い人でも物すごく熱心に議論をするんですね。その場に行くと、ある種の危機感というか、政策を変えなきゃいけないんじゃないかという、そういう感じが、世界の動向を把握しながら分かるということになっています。

それで、会員というところがあるんですけども、正会員は国立のアーツカウンシル、若しくは文科省で、今63か国が加盟しているんですけども、残念ながら日本はまだ加盟をしていない状況です。準会員は国立以外のところでもなれるということで、日本からは国際交流基金とアーツカウンシル東京が加盟しております。

3年に1回開催される開催国は開催を希望する国が提案をして理事会で決まってしまうんですけども、日本でも開催しないんですかという質問を受けたんですが、残念ながら日本は会員ではありませんという話になってしまっています。実は2006年のニューカッスル・ゲイツヘッドで開かれたとき、私はスピーカーで招かれたので、文化庁の国際課ができたばかりでしたので、お誘いして一緒に参加していただいたことがありました。そのときも日本も是非加盟をというようなことで、後日事務局長の方が文化庁に来られたと思いますが、加盟に至らなかった。ですから、1つ提案したいのは、今、新文化庁というふううたっておりますので、是非是非このメンバーの加盟というのを検討いただけたらなと思います。

アジアで言いますと、中国、インド、マレーシア、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、ベトナム等々が既に入っておりますので、日本も加盟を是非検討されたらどうかということが1点目です。

もう1つ提案したいと思っているのが、その下にあります WorldCP というものなんですけれども、これは、各国の文化政策に関する国際的なデータベースで、これは IFFACA が長らく運営をしておりました。

ですが、予算が削減されたために、今ちょっとこのデータベースが動いていない状況なんですけれども、アジアのパートを ASEF という財団が担当して、必要な資金援助も行っ
て作ってきております。これも日本は会員でなかったために、日本の文化政策が国際データベースに載っていないという状況がございまして、今はインド、韓国、ベトナムのものはもう既にできているんですけれども、ASEF が支援しながらモンゴル、フィリピン、シンガポールを作っているということで、それが出来上がってきたら、一旦クローズした WorldCP というのを ASEF が引き取って、公開したいということが検討されているということです。

韓国は、国際文化政策学会が開かれたときに、この国際的なデータベースに合わせた英文の文化政策の情報を作られたということで、2020年に、河島委員が招へいに御尽力されたんですけれども、日本でも国際文化政策学会が開催されますので、そのタイミングで文化政策の国際的な情報を日本からも発信してはどうかと思います。

WorldCP に情報を掲載するためには、最後にあります9つの項目、基準があるんですが、これに沿って作ることで国際的な比較ができるということになっております。基本計画の中でも国際的なブランディングとうたわれていて、それは芸術文化そのものの国際的なブランディングだと思いますが、日本も政策をしっかりとやっているということを国際社会の中に訴え、それから、海外の文化政策がどういう状況にあるのかということを経営に把握するためにも、是非是非こうした会議、あるいは IFFACA への参画等を御検討いただきたいと思って報告させていただきました。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

この御提案についてはどうでしょうか。御検討いただくということか、お返事までいけるのかというのは、まだ先かもしれないんですけれども、じゃあよろしく御検討くださいということでもよろしいでしょうか。

【吉本委員】 はい、よろしく申し上げます。

【佐藤会長】 あるいは何か一言ありましたら。

【山田企画調整官】 すみません、国際の担当の方がきょう出席をしておりませんので、今御提案いただいたようなものを勉強させていただきまして、考えていきたいと思っております。

【吉本委員】 必要でしたらほかにもいろいろ資料もございまして、それから IFFACA の事務局長を御紹介することもできますので、是非御検討いただけたらと思います。

【佐藤会長】 それでは、そういうことにさせていただきまして、最後に、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

【山田企画調整官】 次年度の日程等につきましては、改めて今後御連絡申し上げたいと思います。念のためでございますけれども、こちらのタブレットにつきましては、そのまま机の上に置いてお帰りいただければと思います。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

新しい文化財保護法の実働もこれからですし、きょうも幾つもの課題がまだあるということでありましたし、あるいは評価もこれから大変なテーマになるかと思いますが、そういう課題があるということは、逆に言うと国民からの期待も大きいということかなとも思います。今後また、新文化庁で是非頑張って、日本の文化財行政を進めていただければと思います。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、1年間にわたり、各分科会、部会の審議に御協力、御尽力賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、きょうはこれで失礼いたします。

— 了 —